

福祉

内閣総理大臣名の
書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に服された「旧日本赤十字社救護看護婦」、「旧陸海軍従軍看護婦」の方々（慰労給付金受給者を除く）に対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限が2年間延長され、平成19年3月31日までとなりました。

ご本人又はご家族などからのご連絡をお待ちしています。
請求書等

役場福祉課生活・障害福祉係
お問い合わせ
〒100-8926
東京都千代田区霞ヶ関
2-1-2

総務省大臣官房管理室
業務担当

☎03-5253-5182
☎03-5253-5190

介護

介護保険標準負担額等
減額申請について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所又は入院している方は、食事にかかる標準負担（一日当たり780円）が必要ですが、次の方は、標準負担額が減額されますので、申請してください。

なお、現在減額認定されている方も、認定の有効期限が5月31日(火)で切れますので、再度申請してください。

① 住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合
一日当たり本人負担500円

② 生活保護世帯又は老齢福祉年金受給者であつて、住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合
一日当たり本人負担300円

※標準負担額減額認定申請書は、各施設にも送付しています。

お問い合わせ

役場介護保険課介護保険係
☎985-4115

水道

水道料金の口座振替を
お願いします

水道料金のお支払は口座振替が次のような点で便利・確実です。

- 1 支払いに行く手間が省ける。
- 2 うっかりなどの支払い忘れがない。
- 3 納付書の紛失の心配がない。

い。
便利な口座振替を、ぜひ、ご利用ください。

手続きについて

口座振替取扱金融機関は松山市農業協同組合・伊予銀行・愛媛銀行・広島銀行・愛媛信用金庫・郵便局です。

松前町内の取扱金融機関と水道課に申込用紙がありますので直接窓口でお申込みください。
手続きには、口座番号の分かるもの、届出印が必要です。

口座振替日について
伊予銀行 毎月23日
郵便局 毎月25日
右記以外の金融機関

振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日が振替日になります。

引落しができなかった方は翌月の5日に再度、振替を行っています。5月からは再び振替日が10日に変わります。

お問い合わせ

役場水道課業務係
☎985-4133

平成17年度の水道検針・集金事務委託者及び担当地区をお知らせします。

※担当が細かく分かれている地区もあります。

お問い合わせ

役場水道課業務係 ☎985-4133

検 針 員	
委 託 者 名	検 針 地 区
大野光	横田・宗意原・今新開
渡瀬紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田弥生	塩屋・本村
山本幸子	新立
増田恵美	北黒田東・新立・宗意原
谷口美由紀	神崎
前田由紀	大間・昌農内・宗意原（駅西）
竹田真紀	西古泉
藤岡裕美子	北川原
池内桂子	北黒田・宗意原・新立
一宮章枝	西高柳・北黒田西
村井光保	筒井
大野美保	筒井
戎屋多恵子	上高柳・恵久美
平野さつき	上高柳・恵久美
楠野千恵子	永田・東古泉・大溝
集 金 員	
委 託 者 名	検 針 地 区
森本由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
堀部一美	本村・筒井東・西古泉
松本正子	新立・宗意原
戒田京子	塩屋
阪東利美	塩屋南
西森文子	北黒田東
宇都宮友計	筒井西
大西妙子	西古泉と塩屋を除く岡田地区・北伊予地区
町田幸久	宗意原
夏井タケノ	今新開
大野光	新立（駅東）